

英語指導助手派遣業務 公募型プロポーザル方式提案業者等募集要項（案）

1 業務の概要

- (1) 業務名
英語指導助手派遣業務
- (2) 就業場所
8 保育園、6 こども園、6 幼稚園、9 小学校、4 中学校 ※別紙仕様書参照
- (3) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 派遣期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

2 参加資格条件

平成31年度役務委託等業務業者登録名簿に登載され、「教育関係」もしくは「人材派遣」を希望する者のうち、次の3条件を満たす者（様式第1号にて申請）

- (1) 平成26年4月1日以降に英語指導助手派遣業務として滋賀県内において年間10小中学校以上、また就学前の園の派遣実績があり、守山市の必要とする英語教育の授業（別紙）において英語指導助手を派遣すること。
- (2) 1時間以内に守山市教育委員会、また就業場所校園へ到着できる地域内に、総括責任者、またはそれにかわるコーディネーターを有すること。
- (3) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとします。

- ア 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- イ 営業を開始してから告示日の前日までに1事業年度（12箇月）以上経過していない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

3 選定条件

原則、参加申込みのあった者で上記 2 参加資格条件(1)および(2)の両方を満たし、かつ(3)に該当しない者とする。

4 本プロポーザル方式の提案書提出期間および提出方法

(1) 提出期間

実施要項等を受け取った時点から令和 2 年 2 月 6 日（木）の午後 5 時15分までとする。

(2) 提出方法

郵送または、持参により守山市教育委員会学校教育課へ提出する。

5 本プロポーザル方式に関する質問書の提出方法、提出期限、および質問への回答方法

(1) 提出方法

所定の質問書を電子メールにより守山市教育委員会学校教育課へ提出する。電話および口頭による受付はできません。

(2) 提出期限

令和 2 年 1 月 28 日（火）（土曜日、日曜日および祝日を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）とする。

(3) 質問への回答

令和 2 年 1 月 30 日（木）午後 1 時から、守山市ホームページにて公表する。

6 問い合わせ先、提出先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番22号

守山市教育委員会事務局学校教育課 担当：金田

電話 077-582-1141 FAX 077-582-9441

E-mail:gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp